

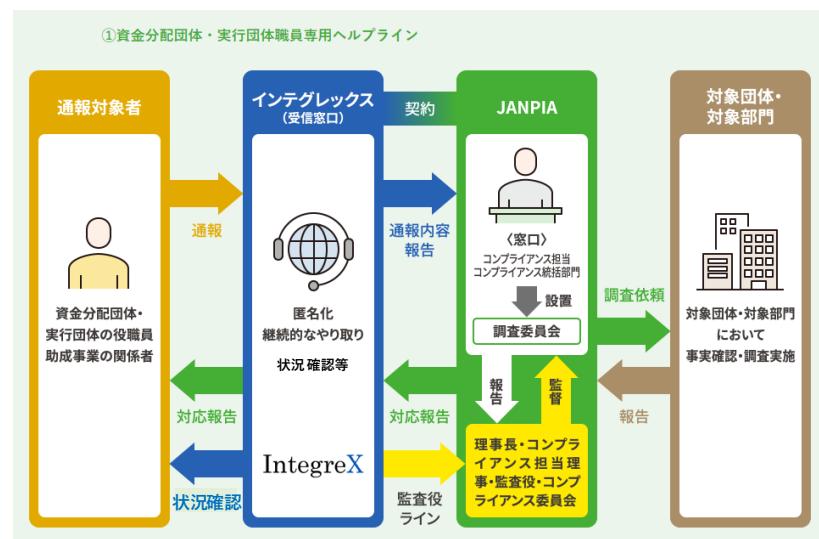
コンプライアンス関連対応状況

- 資金分配団体及び実行団体の役職員、助成事業の関係者を対象に「コンプライアンス 相談・通報窓口」(2022年9月リニューアル設置)の運用を通して、より広範に不正行為等の防止だけでなく、その予兆把握に留意。
 - 通報案件については、全件対象団体等へのヒアリングを実施し、事実把握とともに、必要な措置を講じたうえで通報者にその結果をフィードバック、またJANPIA内でのコンプライアンス研修において事例共有を行い、資金分配団体との日常のやり取りにおいての注意喚起、実行団体も含めたJANPIA主催のコンプライアンス勉強会等の機会を通じて、事例紹介等、適切な事業運営への参考となるよう周知を進めている。
 - ハラスメントに関する相談案件が増えていることから、資金分配団体、実行団体向けに、外部講師による「運営体制構築のためのガバナンス概論・危機管理のためのハラスメント対策」を開催(23年10月)、JANPIA職員向けの外部講師によるハラスメント研修(24年2月開催:管理職、職員と分割開催)を実施、予防的対策を講じている。

年度	件数 (件)	対応中案件数* (件)
2020	2	—
2021	5	—
2022	15	—
2023	12	—
(6月25現在) 2024	6	8
計	40	8

*JANPIA側で調査や対策等の検討を行っている状態を対応中としている。

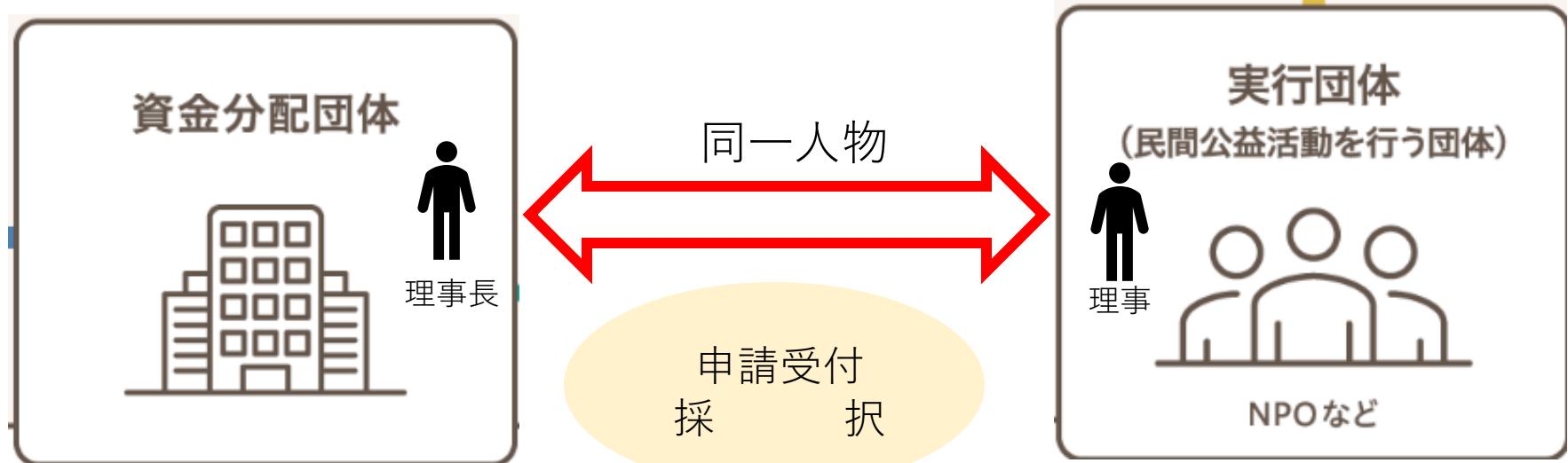
内容	件数
実行団体の公募・採択に関すること	8
実行団体のガバナンス・コンプライアンス体制に関すること	5
実行団体のハラスメントに関すること	7
資金分配団体のハラスメントに関すること	6
資金分配団体のガバナンス・コンプライアンス体制に関すること	4
資金分配団体の実行団体に対する対応等に関すること	3
JANPIA職員の行動に関すること	2
実行団体の受益者に対する対応等に関すること	3
実行団体の資金管理に関すること	3
合計	41



- 2023年度コンプライアンス委員会
外部有識者、JANPIAメンバーで構成する、コンプライアンス規程に基づく委員会。コンプライアンス施策の検討・実施、実施状況のモニタリングを目的に年2回定例開催している。

- ・第12回 2023年9月14日 (木)
 - ・第13回 2024年3月6日 (水)

資金分配団体の実行団体採択における利益相反の事例



<23年度通常枠 資金分配団体とJANPIAの資金提供契約書 P11>

7. 乙と選定申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後6か月間は、当該団体による実行団体への公募申請はできないものとする。
8. 乙は、実行団体の公募要領に定める申請資格要件に関連して、選定申請団体の事業が政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることを、公募時に提出された事業計画書等から確認するものとする。また、甲は、実行団体の事業が政治活動や宗教活動等と

資金分配団体においては、兼職状況にあることは認識されており、そのため定款の取り扱いに基づく資金分配団体内部における利益相反取引の手続き（理事会での承認）を実施後、審査会議を実施している

3. 再発防止

JANPIAは、休眠預金等活用制度における利益相反ルールについて、説明会や研修等の機会を通じて関係者に改めて周知徹底を行うなどの取組を進めていきます

● 公募における利益相反ルール

- ・ 資金分配団体と選定申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後6ヶ月間は、当該団体による実行団体への公募申請はできないものとする。
- ・ 審査の過程において、審査会議の構成員と選定申請団体との間で利益相反の問題を生じないよう配慮するものとする。（資金提供契約書、公募要領等に明記）

● 実行団体の公募時の留意事項

- ・ 公募要領で明記されていることの確認いただく。
- ・ 公募説明会等で申請希望団体へ説明いただく。
- ・ 公募申請様式「助成申請書」の欠格事由に明記する。申請団体側にも確認の上で申請いただく。
- ・ 申請団体の「役員名簿」と、資金分配団体の役員名簿に重複がないか確認する。
- ・ 資金分配団体の理事会等で、本ルールについて役員へ周知いただく。

● 公募結果報告書での再確認

- ・ 設問あり

※（利益相反の防止）資金分配団体と申請団体との間で、（1）役員の兼職関係がないこと、および（2）過去に兼職関係があった場合は退任後6ヶ月間以上経過していることを確認しましたか。）

実行団体における助成金の不正利用（事例2）



資金分配団体



JANPIA

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

内部通報



緊急枠の1年事業、事業完了後、2023年10月、資金分配団体に対し当該団体について不正の疑いについて外部関係者からの告発を受け調査を実施、領収証の偽造等の疑いが明らかとなったことから、事業の選定取消が妥当と判断、本年4月に契約解除等に関する通知を行い、所定の手続きを経て選定取消の措置を講じた

支払い済みの200万円の助成金の全額返還を求めたものの、未だ返還には至っていないところ、本件への厳正な対応の必要性に鑑み、資金分配団体、JANPIAと連携の上刑事告発を行う（警察へ提出済み）

＜原因分析より見えてきた再発防止策案＞

審査面での対策

- 申請団体のガバナンス・コンプライアンス体制について懸念がある場合に採択した場合に想定されるリスクを十分に把握した上で、資金分配団体として採択の可否について検討する
- 事務局体制等も、申請団体の実態状況を十分に把握する（申請事業において利害関係のない関係者に対してヒアリングなどの調査を実施し最新の団体の状況を確認するなど）

公募時における求められる契約事項の説明

- 公募時に休眠預金事業において、ガバナンス・コンプライアンス体制面で制度が求める要求事項について、事前に十分ご理解をいただいたうえで応募していただく（公募説明会での周知）

任意団体との契約・事業実施

- 任意団体との契約・事業実施においては、特にその団体の状況が不十分の場合は、必ず複数名（例えば3名以上）と連携がとれる状況とし、責任がとれるような団体であることを確認するなど（書面でのサインや役員名簿等の形式的なことではなく、実際対面で面談する機会等の工夫等）

助成金の振込み方法

- 事業期間が短い場合、事業開始後に全額一括で振込みできるが、事業期間に寄らず、団体や事業の態様、進捗状況によっては、さらに分割での支払いを検討するなど（資金提供契約に依らず、実行団体との合意を得て対応するなど必要）

日々、留意していきたいこと…

ルールの趣旨や意図を理解し、それらをこの制度に係る皆さんで守っていき、改善点があればそこを改良していく、そういう取り組みを皆さんと共に進めていくことで、制度を利用しやすいものとして、将来に向けて発展させていくことにつながります！

- ✓ **適切な資金管理体制**
 - ・収支管理簿…
 - ・円滑な精算手続きに向けて…
- ✓ **ガバナンス・コンプライアンス体制の整備への支援**
 - ・規程類の整備～事業完了後も活用されていくために…
- ✓ **ハラスメントなど 予兆把握…**
 - ・組織のリスクとして捉える…

- 休眠預金活用制度の**基本コンセプト**は『オープン性』にあり！
- 全てを開示し、この制度に関心のある人や関係者全体で適切な運営がなされているかをウォッチすることで制度が持続的に発展していくことを目指している。
- 最大の守りが攻めにもなる。担い手の裾野が広がればルールを守るということ、その意味が十分に理解されないところも出てくるかもしれない、そうしたときに、この全体で制度運営状況をウォッチする仕掛け（情報公開、通報制度の運用など）がしっかり機能してくる。
- JANPIA自身、資金分配団体、実行団体の皆様におかれても、事業のオープン性を求め、この制度に関心を持つ人も含めて、相互チェックしていくようにすることが重要

■ 不動産の取扱い

- ・ 土地の購入は助成対象外とする。助成対象は賃貸のみとする。
 - ・ 建物については、賃貸を原則とする。ただし、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り、特例として購入を認める。その際、
 - 購入価格の経済的合理性について、当機構で不動産鑑定士等による評価を行い、当該評価額の80%を上限に助成を行う。
 - 処分等※の制限期間を法人税法に定める減価償却資産の耐用年数とする。この間に事業を終了する場合には、財産価値相当分の返還を求める。
- ※ 休眠預金等活用事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行うこと。

■ 実行団体選定の公正性

- 利益相反の疑いを外形的にも排除。
- ・ 資金分配団体と申請団体との役員の兼職は不可とする。
 - ・ さらに、過去に兼職関係があった場合、退任後6か月間※は、当該団体による実行団体への公募申請を不可とする。
- ※ 制限する期間については、今後の運用状況を検証し、必要な見直しを検討する。

■ ガバナンス・コンプライアンス規程の公表

- 実行団体の規程類の公表・運用を以下により徹底。
- ・ 実行団体の規程類が資金分配団体との間で約定された期限内に公表されない場合、
 - 事業の実施期間中においては、当該実行団体への助成額の一部の支払いを留保する。
 - 事業終了後においては、当該実行団体及びそれを選定した資金分配団体による今後の公募申請について、審査において減点要素とする。
 - ・ 加えて、整備された規程類の運用状況について、事業完了1年後に当機構においてサンプル調査を実施

■ 欠格要件に関する事例の明示

- ・ 欠格要件に該当する不適切な事例を公募要領等に明示し、これを行わないことを契約内容とする。
- ・ 公益通報窓口への情報提供に対し、必要な調査等を実施する。
- ・ 事業報告書、精算書類等の精査により、事業運営状況を定期的に確認。